

第 70 回倫理委員会議事要旨（2021 年 8 月 11 日）

I 日時：

2021 年 8 月 11 日（水）10:00~12:00

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、太田秀哉（※）、小貫裕文、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆、福川裕徳オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 協議事項

1. 倫理規則の改正について（報酬）

担当副委員長から、再構成版の国際会計士倫理基準審議会（以下「IESBA」という。）の倫理規程を踏まえた倫理規則の改正案について、報酬規定の概要や 7 月 29 日に開催された有識者懇談会準備会合を踏まえた対応について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

【主なご意見】

○ 上場会社における監査人の交代がかなり行われており、また、IPO 監査の担い手として、中小監査事務所の基盤を強化する動きがある。そうした中で、中小監査事務所においても、一定の規模が必要であり、報酬依存度の 15%ルールにも対応していかなければならないという課題がある。こうした状況を鑑みると、報酬規定の適用時期に関しては、2024 年 4 月としていただきたい。

（ご意見への対応）

報酬規定の適用時期に関しては、辞任規定の適用の開始から 5 年間の猶予があるため、その間に準備をすることが適切と考えている旨を回答した。

○ 適用から 5 年を経過して 15%ルールを解消できず他の会計事務所等に交代せざるを得な

い場合において、他に代替できる適格な会計士がいない可能性もあるのではないか。そのような中で、この辞任規定を強制的に適用した場合には、他の会計事務所等に交代した時点で監査品質の低下が生じる可能性があり、かえって公共の利益に反することが考えられる。しかし、これは避けなければならない、今から努力していくことになると思う。

(ご意見への対応)

監査業務を引き受ける会計事務所等がない状況が生じた場合には、厳格に実態を勘案した上で、公共の利益の観点から、例外規定の適用の適否を判断していくことになるかと考えている旨を回答した。

- 報酬関連情報の開示について、我が国だけ開示における重要性が考慮されることにより、開示対象となる報酬の範囲が緩和されていると捉えられることは避けたいものの、実務への影響も十分に考慮するべきであると考え。会社法の事業報告の作成時点でネットワーク・ファームの報酬を全て集計することは、実務上困難であると思われるため、対応が可能となる方法を考慮すべきではないか。
- IESBA 規定のうち、我が国の現状を踏まえて開示すべき情報は開示し、その他はコストベネフィット等の観点から、開示できないものや開示しなくてもよいと思われるものは開示しないことが許容されると考える。しかしながら、特に社会的影響度の高い事業体の監査においては、海外を含む財務諸表利用者の視点を考慮する必要があるのではないか。
- 報酬関連情報の開示の方法に関しては、全体として、規則がなければ開示を行わないという傾向があるように思われるため、確実に開示を求めるのであれば、可能であれば法令等の手当てが必要なのではないか。なお、依頼人側に負担を強いることもあるため、可能な限り監査報告書で開示することでよいのではないか。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、対応を検討していく旨を回答した。

- 報酬依存度の開示について、監査報告書に記載することが適当と考えるが、利用者が当該記載を通して監査品質に何らかの懸念があると誤って解釈する恐れがあるのではないか。報酬依存度の開示については、透明性報告書やウェブサイト等、他の方法も考えられる。

(ご意見への対応)

監査がどのような状況下で行われたかという情報について、会計事務所等のウェブサイトなどで開示しても、利用者は自ら閲覧するとは限らないため、統一的な情報提供の観点から、監査報告書に記載することが適切と考えている旨を回答した。

◆ 報告事項

1. 最近の会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp